ニ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格者	合格後3年以上の者		合格後1年以上の専任の主任技術者実務経験を含む3年以上
			合格後3年未満の者	短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校卒業者（「専門士」に限る）	イの区分	卒業後7年以上
				高等学校・中等教育学校卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後7年以上	卒業後8年6月以上
				その他の者	12年以上	
		高等学校・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）			卒業後8年以上	卒業後9年6月以上
		その他の者			13年以上	

注1）指定学科　施工技術検定規則（以下「規則」という。）第2条に定める学科をいう。（以下同じ。）

注2）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニの実務経験年数は、1級学科試験の前日（平成30年6月9日（土））までで計算する。

上記区分ロの実務経験起算日は、2級建築士合格発表日又は2級建築士登録日とする。

上記区分ハ、ニの2級合格者の実務経験起算日は、2級に合格した当該試験の合格発表日とする。

注3）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注4）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。

注5）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験に合格した者及び旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業又は修了した者を含む。

注6）高等学校を卒業した者（上記区分イにおける建築施工に関する実務経験年数が卒業後8年以上の場合を除く。）には、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者を含む。

注7）短期大学を卒業した者には、旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定に合格した者を含む。

⑵　2級建築施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　学科及び実地同日試験受検者

1）学歴及び必要な実務経験年数

学歴	建築施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後1年以上	卒業後1年6月以上
短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高等学校・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後3年以上	卒業後4年6月以上
その他の者	8年以上	

2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定に合格した者

受検種別ごとの技能検定職種及び必要な実務経験年数は、次の表のとおりである。

受検種別	技能検定職種（〔　〕内は選択科目）	建築施工に関する実務経験年数
躯体	1級の鉄工〔構造物鉄工作業〕、とび、ブロツク建築、型枠施工、鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕、コンクリート圧送施工	実務経験年数は問わない
	2級の鉄工〔構造物鉄工作業〕、とび、ブロツク建築、型枠施工、鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕、コンクリート圧送施工	4年以上
	エーエルシーパネル施工	実務経験年数は問わない
	職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第248号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立て	
仕上げ	1級の建築板金〔内外装板金作業〕、石材施工〔石張り作業〕、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工〔プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業又はボード仕上げ工事作業〕、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウオール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装〔壁装作業〕、塗装〔建築塗装作業〕	実務経験年数は問わない
	2級の建築板金〔内外装板金作業〕、石材施工〔石張り作業〕、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工〔プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業又はボード仕上げ工事作業〕、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウオール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装〔壁装作業〕、塗装〔建築塗装作業〕	4年以上
	れんが積み	実務経験年数は問わない
	職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和61年政令第19号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工〔石張り作業〕、床仕上げ施工、天井仕上げ施工	

注1）平成15年度以前に上記区分の技能検定に合格した者については、実務経験年数を必要としない。

注2）実務経験年数は、2級学科及び実地同日試験の前日（平成30年11月10日（土））までで計算する。

ロ　学科試験のみ　平成30年度の末日における年齢が17歳以上の者